

## 島根県立大学サッカー部規約

### 第1章 総則

第1条 本会はサッカー部と称す。

第2条 本会はサッカーを通じて、心身を鍛えることを目的とする。

第3条 本会では通年のリーグ戦を通じて、技術の向上と、挑戦心を高め人間としての成長を促す。

### 第2章 機関

#### 第1節 総会

第4条 総会は本会の最高機関であって唯一の決議機関である。

第5条 総会は全会員をもって構成する。

第6条 定例総会は原則として5・2月の年2回開催することとする。

第7条 部長は必要のあるとき、臨時総会を開くことができる。

#### 第2節 執行部

第8条 本会の執行部は部長、副部長、会計、書記（以上各1名）をもって組織する。

第9条 執行部は総会において決議し任命するものとする。

第10条 会員は5名以上の連署によって執行部の辞任を総会において請求することができ、総会出席者の3分の2以上の賛成により辞任させることができる。

#### 第3節 顧問

第11条 専任教員をもって本会の顧問とする。

### 第3章 会計

第12条 本会計は年額20,000円、補助金、特別収入をもってこれにあてる。

第13条 本会の会費は毎年話し合いで決める。ただし、マネージャーはこれを免除する。

第14条 会計は5月の定例総会において前年度の決算報告を行い、会員の承認を得なければならない。

### 第4章 入部・退部

第15条 入会に際しては入部届けを部長に届け出ることを要す。

第16条 脱会に際しては退部届けを部長に届け出ることを要す。

第17条 会員として耐えざる事由のあるときは執行部の議決をもって退部勧告を発する

ことができる。

第17条 会員として耐えざる事由のあるときは執行部の議決をもって退部勧告を発することができる。

## 第5章 改廃

第19条 本規約の改正は会員3名以上の発起により総会に諮り、出席会員の3分の2以上の同意を得て行うことができる。

## 附則

この規約は、平成13年6月22日から施行する。

この規約は、一部改訂し、令和6年4月1日から施行する。

この規約は、一部改訂し、令和7年4月1日から施行する。